

岩手県ダンススポーツ連盟旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟の用務のために出張する役員、委員及び部員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 旅費とは交通費、宿泊費、日当及び飲食代をいう。

(出張の承認)

第3条 出張は、理事会又は常務理事会で承認するものとする。ただし緊急で理事会又は常務理事会の議決が間に合わない場合は、会長の承認とする。

(業務区分)

第4条 旅費支給の対象となる業務区分は次による。

- (1) 本連盟の業務全般
- (2) 下部団体、他団体及び上部団体の行事参加、応援、指導、育成
- (3) 理事会又は常務理事会で承認された事項

(交通費)

第5条 交通費は、居住地を起点として目的地までの最も経済的な通常の経路により計算した往復の額を、次の各号に掲げる基準の範囲内で支給するものとする。

- (1) 利用する交通機関は、原則として鉄道、バスによるものとし、やむを得ない場合に限り航空機及びタクシーを利用することができる。この場合、航空機はエコノミークラスの料金を支給する。
- (2) 特急、急行、座席指定券を必要とする場合は、当該料金を支給する。ただし、グリーン料金は支給しないほか新幹線は特別な理由がない場合を除き片道 100 キロメートル以上に限るものとする。
- (3) 自動車を利用する場合は、自動車燃料費及び有料高速自動車道通行料金の実費を支給するものとする。

2 自動車を利用する場合における交通費の算出方法は次のとおりとする。

- (1) 自動車燃料費は、居住地から当該用務地までの往復距離数と会議開催時点における燃料単価（県内実勢価格）により算出するものとし、100 円未満の端数が生ずる場合には用務 1 回ごとに切り上げるものとする。
- (2) 有料高速自動車道通行料金は、有料高速自動車道の利用区間が片道 50 キロメートル以上の場合であって、かつこれを利用した場合の通行料金の実費（割引がある場合には割引後の実費）とする。
- (3) 他のお出張者が同乗する場合においては、当該同乗者の交通費は支給しないものとする。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は、原則として8000円(食事及び通信費等を除く)を支給するものとする。

2 前項に定める金額によりがたい場合であって、その内容が適当と認められる場合にはその内容を確認のうえ実費を支給することができるものとする。

(日当)

第7条 総会、理事会、常務理事会、委員会及び専門部会(以下「日常用務」という。)のための出張については原則として日当の支給は行なわないものとする。ただし、必要に応じ食事又は1食につき500円の食事代を支給する。

2 本連盟が主催する強化練習や強化合宿等の特別な事業において、公認指導員資格を有する者が半日又は4時間を超えて会員等の指導に従事する場合には1日につき5000円を支給するものとする。

3 本連盟が主催する事業において、デモンストレーションを行う場合にあっては、衣装償却費、洗濯代、整髪代等の経費として認められる額を支給するものとする。ただし、曲数や拘束時間にかかわらず1カップル当たり35000円を上限とする。

4 本連盟が主催する競技会や技術認定会等の独立採算事業における日当の支給については、実行委員会の決定によるものとする。

5 前各号の規定にかかわらず、JDSFが主催する事業についてはその関連規程の定めるところによるものとする。

(旅費の請求)

第8条 旅費の請求は、出張した本人自身が行ない、片道10000円を超える運賃の請求時には領収書等を添付するものとする。

2 名目を問わず、当該出張に関し別に費用の支給を受けた場合は、この規程により計算した不足分についてのみ支給する。

(旅費の打切り)

第9条 この規程による旅費の支給については、予算の都合により予算の範囲内での支給あるいは無支給とすることができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って定める。ただし、緊急を要する場合は会長の判断に委ねる。

附 則

この規約は、平成11年9月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年5月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年8月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年1月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年7月13日から施行する。

- ※ 平成23年1月22日改正内容 : 宿泊費7000円を8000円に改訂
- ※ 平成24年7月13日改正内容 : 規約改正に伴う文言整理